

【2頁】2段落・1行目

<p>まず、<u>設問3(1)</u>では、弁論主義第1テーゼ違反だけが問われているのだから、「弁論主義の第2テーゼ、第3テーゼ」の定義等が具体的検討では使わないものとして「設問に対する解答を超え」た一般論に当たることは明らかである。</p>	<p>まず、<u>設問3(2)</u>では、弁論主義第1テーゼ違反だけが問われているのだから、「弁論主義の第2テーゼ、第3テーゼ」の定義等が具体的検討では使わないものとして「設問に対する解答を超え」た一般論に当たることは明らかである。</p>
---	---

【23頁】第3節のランク

第3節のランクを、BからAに変更する。

【66～67頁】[論点4] 3段落・4行目

<p>また、相殺の抗弁が後訴に後行している場合には、後訴における前訴原告の相殺の担保的機能に対する期待を保護するためには、前訴原告が前訴を取り下げる必要があるが、これには前诉被告の同意が必要であり(261条2項本文)、敢えて後訴を提起している<u>前訴原告</u>が簡単には同意しないと考えられるから</p>	<p>また、相殺の抗弁が後訴に後行している場合には、後訴における前訴原告の相殺の担保的機能に対する期待を保護するためには、前訴原告が前訴を取り下げる必要があるが、これには前诉被告の同意が必要であり(261条2項本文)、敢えて後訴を提起している<u>前诉被告</u>は簡単には同意しないと考えられるから</p>
--	--

【66～67頁】[論点4] 6段落目

<p>そうである以上、相殺の抗弁の提出後に別訴として提起された給付訴訟は、142条类推適用により却下されると解すべきである。</p>	<p>そうである以上、先行訴訟における請求債権を後行訴訟で相殺の抗弁に供することは、142条类推適用により許されないと解すべきである。</p>
--	---

【84頁】(3) 2段落・4行目

<p>具体的には、①攻撃防御方法の提出により新たな要証事実が発生するか、②発生するとして、①の要証事実に関する審理のために、予定されていたものとは別に新たな証拠調べを要するか(それとも、予定されていた証拠調べにより①の要証事実を審理することができるか) <u>又は</u>更なる証拠調べをするために新たに期日を設ける必要があるか</p>	<p>具体的には、①攻撃防御方法の提出により新たな要証事実が発生するか、②発生するとして、①の要証事実に関する審理のために、予定されていたものとは別に新たな証拠調べを要するか(それとも、予定されていた証拠調べにより①の要証事実を審理することができるか) <u>更なる</u>証拠調べをするために新たに期日を設ける必要があるか</p>
--	--

るかという 2 点により判断される。	という 2 点により判断される。
--------------------	------------------

【87頁】 1 (1)

弁論主義は、裁判資料の提出（ <u>事実の主張証拠の申出</u> ）を当事者の権能及び責任とする建前をいう。	弁論主義は、裁判資料の提出（ <u>事実の主張、証拠の申出</u> ）を当事者の権能及び責任とする建前をいう。
--	---

【93頁】 [論点8] ランク変更

ランクを B から A に変更する。

【98頁】 [論点15] 論点名

[論点15] <u>主要</u> 事実と認定事実との細部の不一致	[論点15] <u>主張</u> 事実と認定事実との細部の不一致
----------------------------------	----------------------------------

【119頁】 [論点7] ランク変更

ランクを C から B に変更する。

【145頁】 [論点1] 2段落・3行目

これに対し、既判力について、前訴の確定判決と矛盾する主張を取り上げてはならないと後訴裁判所に命ずるという訴訟法上の効果を有すると考える <u>実体法説</u> からは、既判力は専ら前訴裁判所と後訴裁判所の間で作用すると捉える。	これに対し、既判力について、前訴の確定判決と矛盾する主張を取り上げてはならないと後訴裁判所に命ずるという訴訟法上の効果を有すると考える <u>訴訟法説</u> からは、既判力は専ら前訴裁判所と後訴裁判所の間で作用すると捉える。
---	---

【146頁】 [具体例]

[具体例] <u>②・④</u> 平成 29 年司法試験設問 3 改題（課題②）	[具体例] <u>③</u> 平成 28 年司法試験設問 3 改題（課題②）
---	---

【154～155頁】 [論点4] 3段落・3行目

これに対し、被告たる債務者は、原告の請求を拒む以上、解除権を主張するしかない法的地位にあるという意味で、解除権について前訴での手続保障があったとは評価できる。そこで、被告たる <u>債権者</u> による解除権は既判力により遮断されると解する。	これに対し、被告たる債務者は、原告の請求を拒む以上、解除権を主張するしかない法的地位にあるという意味で、解除権について前訴での手続保障があったとは評価できる。そこで、被告たる <u>債務者</u> による解除権は既判力により遮断されると解する。
--	--

【160～161頁】[判例] 要旨・4段落・3行目

さらに、X の Y2 に対する損害賠償請求権のうち 22 万 5000 円の存在と残部の不存在について生じている前訴確定判決の既判力が X・Y2 間の後訴に作用する結果、X の <u>Y1</u> に対する残部請求も棄却されることになる。	さらに、X の Y2 に対する損害賠償請求権のうち 22 万 5000 円の存在と残部の不存在について生じている前訴確定判決の既判力が X・Y2 間の後訴に作用する結果、X の <u>Y2</u> に対する残部請求も棄却されることになる。
---	---

【166～167頁】(論証3) 7段落目

そして、建物 <u>収去</u> という執行方法は、判決主文で明示される。	そして、建物 <u>退去</u> という執行方法は、判決主文で明示される。
---------------------------------------	---------------------------------------

【191頁】2のランク変更

ランクを B から A に変更する。

【192頁】ex 4. 矢印

<p>→Y に対する請求の請求原因事実である XY 間での売買契約締結の事実は、Z に対する請求の抗弁事実ではなく、<u>否認の理由たる間接事実(XY 間での売買契約締結の事実の不存在を推認しうる間接事実)</u> にすぎないというように、一方に対する請求の請求原因事実は他方に対する請求の請求原因事実の否認の理由にすぎないから、「法律上併存し得ない関係」は認められない。</p>	<p>→Y に対する請求の請求原因事実である XY 間での売買契約締結の事実は、Z 社に対する請求の抗弁事実ではなく、<u>XZ 間での売買契約締結という請求原因事実の否認の理由たる間接事実(XZ 間での売買契約締結という請求原因事実の不存在を推認しうる間接事実)</u> にすぎないというように、一方に対する請求の請求原因事実は他方に対する請求の請求原因事実の否認の理由にすぎないから、「法律上併存し得ない関係」は認められない。</p>
--	---

【192～193頁】[論点1] 6段落・3行目

<p>会社代表ではなく、「本人が自然人、かつ、非商事代理」という事例に置き換えて説明すると、X の Z に対する請求の請求原因事実 (XY 売買、Y 顕名、先立つ代理権授与) のうち、Y 顕名・先立つ代理権授与が <u>Y の X に対する請求</u> における抗弁事実に該当することになるわけである。</p>	<p>会社代表ではなく、「本人が自然人、かつ、非商事代理」という事例に置き換えて説明すると、X の Z に対する請求の請求原因事実 (XY 売買、Y 顕名、先立つ代理権授与) のうち、Y 顕名・先立つ代理権授与が <u>X の Y に対する請求</u> における抗弁事実に該当することになるわけである。</p>
---	---

【2頁】2段落・1行目

<p>まず、<u>設問3(1)</u>では、弁論主義第1テーゼ違反だけが問われているのだから、「弁論主義の第2テーゼ、第3テーゼ」の定義等が具体的検討では使わないものとして「設問に対する解答を超え」た一般論に当たることは明らかである。</p>	<p>まず、<u>設問3(2)</u>では、弁論主義第1テーゼ違反だけが問われているのだから、「弁論主義の第2テーゼ、第3テーゼ」の定義等が具体的検討では使わないものとして「設問に対する解答を超え」た一般論に当たることは明らかである。</p>
---	---

【17頁】第3節のランク

第3節のランクを、BからAに変更する。

【51頁】[論点4] 4段落目

<p>そこで、相殺の抗弁の提出後に別訴として提起された給付訴訟は、142条類推適用により却下されると解すべきである。</p>	<p>そうである以上、先行訴訟における訴求債権を後行訴訟で相殺の抗弁に供することは、142条類推適用により許されないと解すべきである。</p>
--	---

【63頁】3・2段落・4行目

<p>具体的には、①攻撃防御方法の提出により新たな要証事実が発生するか、②発生するとして、①の要証事実に関する審理のために、予定されていたものとは別に新たな証拠調べを要するか（それとも、予定されていた証拠調べにより①の要証事実を審理することができるか）<u>又は</u>更なる証拠調べをするために新たに期日を設ける必要があるかという2点により判断される。</p>	<p>具体的には、①攻撃防御方法の提出により新たな要証事実が発生するか、②発生するとして、①の要証事実に関する審理のために、予定されていたものとは別に新たな証拠調べを要するか（それとも、予定されていた証拠調べにより①の要証事実を審理することができるか）<u>更なる</u>証拠調べをするために新たに期日を設ける必要があるかという2点により判断される。</p>
---	---

【65頁】1・1段落目

<p>弁論主義は、裁判資料の提出（<u>事実の主張証拠の申出</u>）を当事者の権能及び責任とする建前をいう。</p>	<p>弁論主義は、裁判資料の提出（<u>事実の主張、証拠の申出</u>）を当事者の権能及び責任とする建前をいう。</p>
---	--

【88頁】[論点6] ランク変更

ランクをCからBに変更する。

【114頁】[具体例]

[具体例] ②・④	[具体例] ③
-----------	---------

【121頁】[論点4] 3段落・3行目

これに対し、被告たる債務者は、原告の請求を拒む以上、解除権を主張するしかない法的地位にあるという意味で、解除権について前訴での手続保障があったとは評価できる。そこで、被告たる <u>債権者</u> による解除権は既判力により遮断されると解する。	これに対し、被告たる債務者は、原告の請求を拒む以上、解除権を主張するしかない法的地位にあるという意味で、解除権について前訴での手続保障があったとは評価できる。そこで、被告たる <u>債務者</u> による解除権は既判力により遮断されると解する。
--	--

【129頁】(論証3) 5段落目

そして、建物 <u>収去</u> という執行方法は、判決主文で明示される。	そして、建物 <u>退去</u> という執行方法は、判決主文で明示される。
---------------------------------------	---------------------------------------

【148～149頁】[論点1] 4段落・3行目

会社代表ではなく、「本人が自然人、かつ、非商事代理」という事例に置き換えて説明すると、XのZに対する請求の請求原因事実(XY売買、Y顕名、先立つ代理権授与)のうち、Y顕名・先立つ代理権授与が <u>YのXに対する請求</u> における抗弁事実に該当することになるわけである。	会社代表ではなく、「本人が自然人、かつ、非商事代理」という事例に置き換えて説明すると、XのZに対する請求の請求原因事実(XY売買、Y顕名、先立つ代理権授与)のうち、Y顕名・先立つ代理権授与が <u>XのYに対する請求</u> における抗弁事実に該当することになるわけである。
---	---